戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

「第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」の請求を受け付けています。

特別弔慰金は、先の大戦で公務などのため国に殉じた戦没者等に対し、国として改めて弔意を表すため、ご遺族に対して支給されるものです。

■対象者

令和2年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合で、次の順番による先順位のご遺族1名

順位

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計を共にしていたなどの要件によって順番が入れ替わります。

④上記①～③以外の三親等以内の親族（甥、姪など）で、戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上生計を共にしていた方

■請求期限

令和5年3月31日㈮

※期間内に請求を行わないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

※令和2年4月1日以降、請求手続きが済んでいる方は、改めて請求する必要はありません。

※特別弔慰金の受給権を有するご遺族が令和2年4月1日以降に死亡し、まだ特別弔慰金を請求していなかった場合は、その方の法定相続人が請求できます。

詳しくは、高齢福祉課にお問い合わせください。

■問い合わせ先

高齢福祉課　☎(32)8904

広報しもつけへのご意見を募集しています

Q. あなたは広報しもつけをどのように入手していますか？

1．自治会を通して　2．公共施設で

3．その他（　　）

◎広報しもつけを読んだ感想、取り上げてほしい話題や記事などご自由に意見をお書きください。

※いただいたご意見は、内容を変えない範囲で添削し紙面に掲載させていただく場合がありますのでご了承ください。

学童保育室入所申し込み

放課後に保護者やご家族が就労などにより保育できない児童をお預かりします。4月からの入所をご希望の方は、必ず期限までにお申し込みください。

※現在入所中の児童についても、申し込みが必要です。

■申込書配布場所・提出先

こども福祉課・市内児童館・市内学童保育室

※市ホームページからもダウンロードできます。

URL https://www.city.shimotsuke.lg.jp/1299/info-0000002434-0.html

■申込期限　10月31日㈪

■問い合わせ先　こども福祉課　☎(32)8903

保育園・認定こども園入園申し込み

保育園と認定こども園の保育認定での入園の申し込みを受け付けています。4月からの入園をご希望の方は、必ず期限までにお申し込みください。

■申込書配布場所

こども福祉課・市内保育園・市内認定こども園

■提出先　こども福祉課

■申込期限　10月31日㈪

■問い合わせ先

こども福祉課　☎(32)8903